企業不祥事とCSR報告書 一東京電力原発事故との関連において一

Corporate Harm and CSR Report: Tokyo Electric Power Corporation

桜 井 徹

Sakurai Toru

目次

- 1. はじめに
- 2. 企業不祥事防止におけるCSRの意義とCSR報告書の信頼性・透明性
 - 1) 企業不祥事防止とCSRの役割
 - 2) CSR報告書の範囲・内容と信頼性・透明性
 - (1) CSR報告書とその増加
 - (2) CSR報告書の範囲と内容
 - (3) 信頼性と透明性とくに保証について
- 3. 福島原発事故前における東京電力CSR報告書の分析
 - 1) 東京電力におけるCSR報告書の展開と企業不祥事
 - 2) 『サステナビリティレポート』 2005年~ 2010年版とGRIガイドライン (G 2)
 - (1) 目次と構成の推移
 - (2) 『サステナビリティレポート』におけるGRIガイドラインの取扱
 - 3) 『サステナビリティレポート』とAA1000
 - 4) 第三者意見とその内容
- 4. 東京電力とドイツの4大電力会社とのCSR報告書の比較
 - 1) 4大電力会社の特徴
 - 2) CSR報告書の名称とページ数
 - 3) GRIガイドラインとその保証
 - 4)原子力発電
- 5. むすびにかえて

(要旨)

東京電力は2002年のデータ隠し・改竄などの企業不祥事を契機にCSR活動を強化し、CSR ランキング上位にも登場するようになったといわれる。にもかかわらず、なぜ2011年3月の福島原発事故は起きたのか。もちろん、この事故の社会科学的解明をCSR活動に帰因させることはできないが、本報告は、CSR活動にも問題があったことを、同社のCSR報告書『サステイナビリティレポート』の2005年版から2010年版に至る推移、およびドイツの4大電力会社との比較を通じて分析する。

1. はじめに

2011年3月12日~15日にかけて生じた東京電力福島第一原子力発電所1号機から4号機の爆発・融解事故とそれに伴う放射能の拡散は、多くの被害をもたらし、今日もなお、除染や廃炉の道は困難を極めている。この事故がman-made disaster、すなわち、人災であることは、すでに4つの事故調査報告書(『国会事故調査報告書』、『政府事故調査報告書』、『民間事故調査報告書』および『東京電力事故調査報告書』)によって明らかとなっており、東京電力が引き起こしたという意味で、それは企業不祥事である(桜井2014、p.57、注2)。

この事故の工学的な解明は、津波による電源喪失説や地震説などがあり、原子炉内部への立ち入りができていないこともあって、依然としてなされていない。と同時に、社会科学的な解明も充分ではないように思われる。政府と東京電力の癒着の問題、「規制の虜」、安全文化や組織風土などの議論がなされている。

これらの議論の中で、足立辰雄(敬称略、以下同じ)は、CSRとの関連で次のように問題提起している。「東京電力が早い時期から CSRというマネジメント・ツールを制度として確立し、組織的に機能させていながら原発事故をなぜ防止できなかったのか」(足立辰雄2012、p.42)。この問題提起に続いて、同氏は、人間の技術では制御できない原子力の安全に関わる費用や投資を惜しみながら、他方では原子力は安全でクリーンであるかのように展開してきたCSRの欺瞞性を検証している。この検証自体は正鵠を得ていると思われる。

「原発事故以前の東京電力におけるCSR報告書は環境保護に焦点が当てられ、東京電力の経営目的である火力発電から原子力発電へのシフトを行うことに利用されていた可能性

がある」(吉田2014, p.38) という指摘も同様である。

CSR報告書が原子力利用の宣伝手段になっていたということはその通りである。しかしながら、さらに、一歩進んでCSRというツールが東京電力において果して確立されていたと言えるのかどうか、そのことを問題にしたい。ここに本稿執筆の直接的な動機がある。

この問題に関しては、管見の限りでも、Sutter (2011) が早い時期に国際比較の観点から、また、Keane (2011) は、脱落している事項をみることの重要性に着目して、東京電力のCSR報告書を批判的に検討している。しかしながら、分析対象が2010年の報告書に限定されており¹⁾、また、外国との比較は具体的に行われず、短い指摘にとどまっている。

本稿では、2004年度~2009年度までの東京電力におけるCSR報告書(2005年版~2010年版)を分析するとともに、ドイツにおける4大電力会社²⁾、E.ON、RWE、VattenfallおよびEnBWのCSR報告書との比較を通じて、東京電力におけるCSRのあり方の特徴と問題点を指摘する。その前に、CSRが企業不祥事防止において有する意義とその限界を確認しておきたい。

2. 企業不祥事防止におけるCSRの意義 とCSR報告書の信頼性・透明性

1)企業不祥事防止とCSRの役割³⁾

企業不祥事の確立された定義はないが、「関係者にとって不名誉で好ましくない事柄・事件」(『広辞苑』第6版)という不祥事の一般的意味からすると、企業不祥事は、「企業が引き起こした社会にとって好ましくない事件や事故」(小山2007、p.38)、換言すれば、企業が社会に対して引き起こすマイナスの影響ということになる。この企業不祥事を防止するには、企業に対する規制、すなわち、株式会社が企業不祥事の最大の担い手であるので、

株式会社に対する規制をおこなう必要がある。 株式会社に対する規制は、一般的に、市場による規制、政府規制と市民規制を含む社会的規制およびCSRに代表される自主規制の3つに分かれる。このCSRによる自主規制は、古くは、CSRは企業の本来の任務ではないという意味からのFriedman(1970)による批判や、企業不祥事防止に有効ではないという点からのBakan(2004)や奥村(2006)らによる批判がある。しかしながら、Vogel(2005)のように、市民規制と一緒に用いられるならば有効であるという指摘もある⁴⁾。筆者は、限界性を有しつつも、だからこそ、政府規制や市民規制と一緒にCSR活動はおこなわれるべきだという立場である(桜井2009)。

2) CSR報告書の範囲・内容と信頼性・ 誘明性

(1) CSR報告書とその増加

CSR報告書とは環境省の環境報告書ガイドラインを引用する形で述べている岩田・有村・竹之内(2008, p.32)の表現を借りれば、「法令等の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護等の社会的側面に対しても企業は責任を持つという考え方から作成される報告書」であり、CSR活動をステークホルダーに知らせる手段である。広義のCSR報告書は、環境報告書、持続可能性報告書、狭義のCSR報告書などの非財務報告書を総称して使用される(太田2012, p.53, 注1)。

こうした意味における広義のCSR報告書は、 上場企業の場合、2003年度で全会社の中に占 める割合は、38.7%であったが、2012年度で は71.1%に上昇している(環境省2014、p.141)。

(2) CSR報告書の範囲と内容

CSR報告書は、我が国では環境ガイドラインにそって環境報告書として作成されてきたが、世界的なガイドラインを採用するようになってきている。代表的には、国連のGlobal Compact (UNGC)、ISO26000、OECDガイドラインお

よびGRIガイドラインがある。とくに、GRIガイドラインは、我が国では、普及度は低いものの、世界的には「GRIが最も普及頻度が高いフレームワーク」(大賀2014, p. 5)であるといわれる 5)。

GRIガイドラインは、1998年、米国のボストンで設立された民間非営利団体のGlobal Reporting Initiativeが作成するガイドラインであり、最初の正式なガイドラインは2000年に発表された。この特徴は、いわゆるトリプル・ボトムラインに沿って形成されていることにある(勝山2003、p.92)。その後G 2 として知られる第 2 版は2002年に、G 3 は2006年に、その改訂版G3.1は、2011年、そして最新版のG 4 は、2013年 5 月に発表されている(GRI2014)。

G 2では、その内容は、1. ビジョンと戦 略(2項目), 2. 報告組織の名称(22項目), 3. 統治構造とマネジメントシステム (20項 目). 4. GRIガイドラインの内容索引(1 項目) およびパフォーマンス指標の5つから 構成される。パフォーマンス指標は,経済的 パフォーマンス指標(13項目.うち追加指標 が 3 項目), 環境パフォーマンス指標 (35項 目, うち追加指標が19項目), 社会的パフォー マンス指標の3つから構成される。社会的パ フォーマンス指標は、 労働慣行と公正な労働 条件(17項目,うち追加指標が6項目).人 権(14項目,うち追加指標が7項目),社会(7 項目, うち追加指標が4項目) および製品責 任(11項目, うち追加指標が8項目)から構 成される。追加指標を除く詳細は、後述する 東京電力が作成した対応表(表2)を参照さ れたいが、パフォーマンス指標では、社会の 項目数が最も多くなっている。これは、トリ プル・ボトムラインにおける社会を重視する 方向を示したものといえる。

G 3 は、G 2 に比べて、開示項目数はほぼ 同一であるが、次の2点が異なっている。第 1 は、産業部門別の補足ガイドラインが追 加されたことである。電力産業ではElectric Utilities Sector Supplement(2009年)の公表がそれである。第 2 は、「アプリケーション・レベル」が設定されたことである。すなわち、「『アプリケーション・レベル』システムを通して、『どの程度GRIガイドラインを適用しているのか』と、『経年でのGRI報告フレームワークの適用の拡大とそのビジョン』を宣言することが望ましいとされている」(新日本有限責任監査法人編2009、pp.283 - 284)。報告レベルはA、B、Cの3つに分かれ、CからAに移行するにつれて、適用度合いが強くなる。この自己評価に、外部保証が付けられた場合は、 A^+ 、 B^+ 、 C^+ と各記号の右上に+記号を添付する。

(3) 信頼性と透明性:とくに保証についてこうした範囲・内容について、どの程度, CSR報告書が信頼できるのか、ないしは透明性を有しているかについては、保証基準および認証が求められる。保証基準の代表は、AA1000である。それは、ロンドンに本拠を有する保証有限会社(Company Limited by Guarantee)であるThe Institute of Social and Ethical AccountAbilityが1999年に公表したAccountAbility 1000 (AA1000) framework, standards, guidelines and professional qualification(AccountAbility 1999)に基づく基準であり、重要性・完全性・適応性の3要素から構成されている。

つぎに、認証方法として、自己認証、第 3者の意見および監査法人による保証があ る。自己認証は、環境省のガイドラインが推 奨している方法である。この方法は、「報告 書作成者と評価者が同じ立場で審査を行って いる点で客観的な信頼性が完全に確保されて いるとは言えない」(太田2012、p.57)ので ある。また、NPOの代表者やCSRの研究者 などの第三者がCSR報告書に意見を表明する、 いわゆる第三者意見は、たしかに良い意見書 の場合、「会社のCSR活動の良い点と課題を

明示し、読者の理解に資すると同時に、その 会社の今後の方向性を示唆 | (國部2008, p.94) してくれるという意味では、その意義は存在 する。しかしながら、「第三者意見では、報 告書の内容の正確性を審査しているというよ りも、審査人が報告書に対して持つ意見を述 べるケースが多くなっているため信頼性確保 の貢献度はあまり高いとは言えない | (太田 2012. p.58) のである。第三者意見が信頼性 を保証するものではないという同様の指摘は, 「第三者意見は、いわゆる保証と言えるのか どうか」(小澤2013, p.148) を検討課題とし ている見解や「記載内容の真偽を必ずしも担 保するものではない」(岩田・有村・竹之内 2008. p.36) とする見解にもみられる。した がって、認証方法としては、監査会社等によ る外部保証が最も望ましく、次いで、第三者 意見ということになろう⁶⁾。

以上を前提として、つぎに事故前に発行された東京電力のCSR報告書を分析したい。

3. 福島原発事故前における東京電力CSR 報告書の分析

1) 東京電力におけるCSR報告書の展開 と企業不祥事

原発事故前における東京電力のCSR報告書は、穴山悌三(東京電力株式会社企画部調査グループマネージャー:肩書きは引用文献記載のもの)が作成した資料「CSR報告書をめぐる社会の要請に応じた、当社レポート発行の変遷」によれば、大きくは、1994年から2004年まで発行された『環境行動レポート』、と、2005年から2010年に発行された『サステナビリティレポート』の2段階に分かれる(穴山・洞口2010)。さらに、前者は、2001年から「GRIガイドラインを参考に社会性報告を追加」した2001年以降とそれ以前に、また、後者も、2005年と2006年以降に小区分されている。2005年版は、「環境報告書からの

脱却を志向し、GRIガイドラインに極力対応 した掲載項目を選定」(同上)したものであり、 2006年版以降は、「従来の掲載項目選定に加 え、AA1000を参考にした情報選定プロセス を導入」と述べている。

2001年におけるGRIガイドラインを導入したことや、2005年から『サステナビリティレポート』に移行したことの背景の一つは、穴山・洞口(2010)も認めているように、事故隠しなどの企業不祥事である。ここでいう不祥事とは、2000年7月の原子炉容器損傷事故に関するゼネラルエレクトリック社社員からの保安院への告発を受けて、2002年8月に保安院が東電を告発したことによって明白となったトラブル隠し事件である(足立辰雄2014、pp.85-86、海渡2011、pp.145-151)。

このことは、企業不祥事が東電のCSRを「推進」する「力」になっていることを物語っている。

東京電力におけるCSRに関して穴山氏は次のように述べている。「CSRということを企業経営の中で明示的に取り組んではいません。つまり、企業文化の中にCSRは溶け込むものだと思う」(穴山・洞口2010、p.23)。

2) 『サステナビリティレポート』 2005年 ~ 2010年版とGRIガイドライン(G 2)

ここでは、『サステナビリティレポート』 の2005年版から2010年版を対象に、内容と展 開の特徴を述べたい。

(1) 目次と構成の推移

表1は、目次とページ数の推移をまとめたものである。ここから、次の特徴がわかる。まず、ページ数では、2005年版は83ページであったが、2006年版と2007年版は75ページと8ページ少なくなる。ただし、2008年版から2010年の3カ年は79ページとなり、4ページ増えている。2008年版は、2007年7月16日に発生した新潟県中越沖地震によって柏崎刈羽原発が被災した特集を組んでいる。

つぎに、項目の変化を検討しよう。2005年版は、社長の言葉と特集に続いていわゆるトリプル・ボトムラインに沿う形で、より明確に言えば、GRIガイドラインに沿う形で、経営編、環境面、社会面の3つに分けて記述し、その後に原子力編を別立てにし、最後に第三者意見およびGRIガイドライン対応表などを掲載している。

こうした構成は、項目名称の変更や後述するガイドライン対応表を別にすれば、おおむね、2010年版まで維持されている。ただ、注目すべきは、各ページ数である。一つの特徴は、環境面の記述は、24ページから26ページ、そして23ページと変動するものの、最大のページ数を占めていることである。これは、地球温暖化対策、二酸化炭素削減が東京電力の最大の目標であり、そのために、原子力発電が必要であることを述べている。「はじめに」で紹介した足立(2012)や吉田(2014)の指摘を裏付けていると言える。

したがって、このことは、社会面に関する 記述が相対的に弱いことを意味している。こ の点は、GRIガイドラインのところで述べる こととする。

もう一つの特徴は、原子力発電に関するページ数が、2005年版13ページ、2006年版8ページ、2007年版と2008年版はともに6ページ、2009年版と2010年版はともに5ページと、5年間に13ページから5ページに大きく減少したことである。もちろん、減少したからといって、原子力発電に関わる情報が少なくなっていることにはならないかもしれない。2005年版では、原子力・立地本部長とNPO法人代表との対談が5ページにわたって掲載されている。

第3の特徴は、GRIガイドライン対応表が、2005年版と2006年版には掲載されていたのに、2007年版から2010年版までは脱落していることである。この点は項を改めて論じたい。

(1) 東京電力のCSR報告書2005年版から2010年版比較表

		¥ F	,		1		ĭ	ルギメガ			
2005	ペジ 一巻	2006	ペジー数	2007	ペッ 一数	2008	ペジ 一数	2009	ペジ 一巻	2010	ペジ 一数
事業概要	-	事業概要	-	事業概要	-	信任士社に日か	c	編集方針と目次	2	信件十分に日か	c
編集方針と目次	-	編集方針と目次	-	編集方針と目次	-	額米 万町CT火	7	東京電力グループ経営理念	2	部末/7到/2日/人	7
社長インタビュー	3	トップコミットメント	2	トップコミットメント	2	トップコミットメント	2	トップコミットメント	2	トップコミットメント	2
特集 東京電力の社会的責任	8	特集 生物多様性の保全、エネルギーンリューション、多様な人村の活躍支援	9	発電設備に係るデータ改さんなど 不適切な取り扱い事例について	4	新潟県中越沖地震による影響と 東京電力グループの取り組みに ついて	9	特集「電力が切り拓く低炭素社 会」	2	特集「東京電力グループの中長 期成長宣言2020ビジョン」	8
		ハイライト	2	ハイライト	2	ハイライト	2	ハイライト	2	ハイライト	2
		サステナビリティの実現に向けて	9	電気を安定してお届けするために	4	安定供給への取り組み	4	サステナビリティの実現に向けて	8	サステナビリティの実現に向けて	4
経営編	9	ステークホルダーとのコミュニケー ション	4	サステナビリティの実現に向けて	10	サステナビリティの実現に向けて	12	東京電力の経営について	8	東京電力の経営とCSRの実践	8
環境編	24	東京電力の環境への取り組み	24	東京電力の環境への取り組み	56	東京電力グループの環境への取 り組み	24	東京電力グループの環境への取 り組み	24	東京電力グループの環境への取 り組み	24
社会編	18	東京電力と社会との関わり	16	東京電力と社会との関わり	4	東京電力グループと社会との関 わり	16	東京電力グループと社会との関 わり	16	東京電力グループと社会との関 わり	16
原子力編	11	東京電力と原子力発電	8	東京電力と原子力発電	9	東京電力と原子力発電	9	東京電力と原子力発電	9	東京電力と原子力発電	9
第三者レビュー		資料編 デーク集	2	第三者意見	es .	第三者意見(東京電力環境顧問 会)	2	2008年度のCSR活動と2009年度 の展開予定	2	2009年度のCSR活動と2010年度 の展開予定	2
GRIガイドライン対応表	2	同 第三者レビュー	-			サステナビリティの読者とのコミュ ニケーション	-	第三者意見(東京電力環境顧問 会)	2	第三者意見(東京電力環境顧問 会)	2
主な情報開示ツールの紹介	-	GRIガイドライン対応表	0.5	主な情報開示ツールの紹介	-	事業概要	-	サステナビリティレポートの読者と のコミュニケーション	-	サステナビリティレポートの読者と のコミュニケーション	1
編集後記	-	ホームページによる情報開示	0.5					事業概要	-	会社概要	1
表紙とも合計	83	表紙とも合計	75	表紙とも合計	75	表紙とも合計	79	表紙とも合計	79	表紙とも合計	79

出所) 東京電力 (2005), 同 (2006), 同 (2007), 同 (2008), 同 (2009), 同 (2010) から作成。

(2) 『サステナビリティレポート』 における GRIガイドラインの取扱

2006年版では、「何を報告するのか」に関して、「『GRIの接続可能性報告ガイドライン』を参考に昨年度実績のチェック・アンド・レビューを実施した後、『AA1000の基本原則』に基づき、ステークホルダーにとって重要な情報と、東京電力グループが読者の皆様に知っていただきたいことを選定した上で優先順位を付け、報告内容を決定しました」(東京電力2006、p.22)と述べている。また、GRI ガイドラインに加えて、「ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インテックス」「経団連CSR推進ツール」を参考にCSR項目を抽出したという(同上、p.16)。

しかしながら、2007年版では、既述のよう に、GRIガイドライン対応表がみられず、「国 内外のCSRに関する視点(GRIガイドライン、 調査機関によるアンケートなど)を参考に横 断的に把握し、チェックする仕組みを新たに 導入した | ことが述べられている(東京電力 2007, p.22) にすぎない。2008年版も同様の 記述(東京電力2008, p.29)である。2009年 版にはそうした記述はないものの、社会面に おいて、重要度評価の5番目の評価視点に際 して参考にした資料の一つとして, GRIガイ ドライン第3版が挙げられている。しかしな がら、2007年版から2010年版までにおける GRIガイドラインの位置づけは、報告書作成 の参考の一つでしかなく、GRIガイドライン がどのように報告書に記載されているかは不 明となってしまっているのである。

なぜ、GRIガイドライン対応表が2005年版と2006年版のみで、2007年版から2010年版まで掲載しなくなったのか。その前に、2005年版と2006年版に掲載されたGRIガイドライン対応表をみてみよう。表2がそれである。構成からして2005年版と2006年版は、G2(GRI 2002、p.86)に依拠していることがわかる。

ここで、記載されている項目数は、全体で

95項目であるが、対応するページ数が記載されていない項目があることがわかる(表中のハイフン印)。それは、2005年版で22項目、2006年版で26項目あり、比率では各々、21%と24.7%である。未記載項目比率が高いのではないだろうか。

個別に未記載項目数をみると、報告組織の名称が22項目中、2005年版では2項目と2006年版では5項目中、5項目と4項目、経済的ステムが20項目中、5項目と4項目、経済的パフォーマンス指標が10項目中、8項目と9項目、社会的パフォーマンス指標の労働慣行と公正な労働条件が11項目中、3項目と4項目、人権が7項目中、2項目と2項目、社会が3項目中、1項目と1項目となっており、経済的パフォーマンス指標項目で脱落が目立つ。しかも、GRI対応表には、すでにのべたように追加指標は含まれていない。

Sutterは、2010年版についてであるが、G 3に照らして脱落している項目があること を指摘している (Sutter 2011, pp. 5 - 6)。 一つは、社会面の「労働慣行と公正な労働条 件」であり、具体的には、「次の5年から10 年で退職する適格の従業員の比率 | 「従業員 と. 委託業者および下請業者の従業員の健康 や安全に関する政策や必要条件 | 「委託業者 や下請業者の作業日数」、「健康や安全訓練を 受けたことのある委託業者と下請業者の従業 員の比率」、「注意機関に関する情報」、「性別・ 採用種別による基本給与の割合」などの項目 である。委託および下請業者の従業員の事故 率は東京電力の従業員の数倍に上っていると いうことが報告書に記載されているが、他方 では健康・安全に関する下請従業員の訓練 などに関する情報が欠落しており、Sutterは、 安全教育が行われたのかに関して疑問を呈し ている。

もう一つは、「人権」に関して、不十分であり、また「汚職・不正」は全く述べられて

表2 GRIガイドライン対応表

項目 ビジョンと		2005年版	2006年版		 マンス指標	2005年版	2006年版
/=/2	: 果以即合 1.1	nn 4-6	nn 4-5	水切ハンオー	・マン人指標 EN1	n 25	nn 26-27
		pp.4-6	pp.4-5	原材料		p.25	pp.26-27
	1.2	pp.4-6	pp.4-5		EN2	p.25	-
2. 報告組織			1	エネルギー	EN3	p.25	pp.26-27
	2.1	p.2	p.2		EN4	p.25	pp.26-27
	2.2	p.2	p.2	水	EN5	p.25	pp.26-27
	2.3	p.2	p.2	生物多様	EN6	p.42	pp.6-7,42-43
	2.4	p.2	p.2	性	EN7	p.42	pp.42-43
組織概要	2.5	p.2	p.2		EN8	pp.26,30	pp.28-29
	2.6	p.2	p.2	放出物、排 出物、廃棄	EN9	pp.26,27	web
	2.7	p.2	p.2		EN10	pp.28,40	p.39
	2.8	p.2	p.2	物	EN11	p.29	p.44
	2.9	p.46	pp.20-23		EN12	p.25	pp.26-27
	2.10	p.3	p.3		EN13		pp.40-41
	2.11	p.3	p.3	製品とサー	EN14	p.25	pp.26-27
	2.12	p.3	p.3	ビス	EN15	p.29	p.44
報告書の	2.13	p.3	p.3	法の遵守	EN16	p.24	web
範囲	2.14	р.3	-	社会的パフォ	ーマンス指標		
	2.15	p.3	-	労働慣行	公正な労働	条件	
	2.16	p.3	F		LA1	p.47	_
	2.17	p.3	p.3	雇用	LA2	-	_
Ì	2.17	_	P.0	224 ML (ME TO)	LA2 LA3	n 54	p.60
報告書の 概要			 	労働/管理 関連		p.54	
	2.19		0.00	,AIAE	LA4	p.54	p.60
	2.20	p.3	pp.3,22-23,74		LA5	p.55	pp.58-89, 61
	2.21	p.3	pp.3,22-23	健康と安全	LA6	p.55	pp.58-59
	2.22	p.3	pp.3,22-23	姓原と女王	LA7	p.55	pp.58-59
3.統治構造。	ヒマネジメント	システム			LA8	-	-
	3.1	p.17	pp.16-17	訓練と教育	LA9	-	-
	3.2	-	-	多様性と機	LA10	pp.58-59	pp.60-61,10-1
	3.3	p.17	-	会	LA11	p.47	pp.60-61,10-1
構造と統	3.4	p.17	pp.16-17	人権	-		
治	3.5	_	-		HR1	p.57	pp.14-17, 61
	3.6	p.17	pp.16-17	方針とマネ	HR2	p.53	p.53
	3.7	pp.4-6	pp.4-5,14-15	ジメント	HR3	p.53	p.53
			1	* 메산#			
	3.8	p.17	pp.16-17	差別対策	HR4	pp.18-19	рр.14-19
1	3.9	p.46	p.20	組合結成と 団体交渉	HR5	-	-
ステークホ ルダーの 参画	3.10	p.47	pp.20-21	児童労働	HR6	_	_
	0.10		pp.zo z	強制·義務			
	3.11	p.47	pp.20-23	労働	HR7	p.56	p.61
	3.12	p.47	pp.20-23	社会			
	3.13	_	pp.16-17	地域社会	S01	p.50	pp.54-55, 68-6
				贈収賄と汚			
	3.14	-	pp.16-17	職	SO2	pp.18-19	pp.18-19
	3.15	p.31	p.29		SO3	-	-
		p.17,		細口また			
概括的方 針および	3.16	pp22-24	pp.16-17, p.53	製品責任			
針および マネジメン トシステム	3.17	p.17	pp.16-17	顧客の安	PR1	p.50	pp.50-51
	0.17	P. 1 /	pp.10 1/	全衛生		p00	pp.00 01
	3.18	p.16	 -	製品とサー	PR2	p.23	pp.50-51, p.52
	<u> </u>		-	ピス	-		
	3.19	p.16	pp16-17	プライバ シー尊重	PR3	p.49	p.51
	3.20		web	· +/=	 		
4 CDI+°ZI°	ラインの内容:			今 百日粉		05	9
4. UNIJI 1 P	ノコンの内谷	71 T	1	全項目数		95	,
	4.1	pp.80-81	p.75	記載無し 項目数		22	:
経済的パワー	ナーマンス指札	Ē					
	ナーマンス指摘 EC1	p.20	p.2	i			
頭客	EC2	p.20 -	P.4 -	l			
	EC3	p.20	-	1			
供給業者	EC4	_	t	1			
分学员			L -	l			
従業員	EC5		 	ł			
投資家	EC6		F	l			
	EC7	-	<u> </u>	l			
	EC8	-	<u> </u>	l			
公共部門			I_	1			
公共部門	EC9 EC10						

出所) 東京電力 (2005), pp.80-81, 東京電力 (2006), p.75から作成。

いないという (2005年版, 2006年版には記載されている)。なお,「政治献金」に関してはどの年版にも記載されていない。

2007年版以降にGRIガイドライン対応表を 掲載したとなると、GRIガイドライン3版は 既述のように、2006年に発表されているので、 それはG3に依拠することになったと思われる。

こうしたG 3に、東京電力は対応することができなかったか、対応しなかったのである。したがって、単に評価視点の参考資料の一つとしてG 3を利用しているとしか記述できなかったのか、ないしは記述しなかったのであろう。とくに、つぎに述べる外部保証をしているか否かの判断がG 3から求められた点は大きい。

いずれにしても、GRIガイドライン対応表は2007年版から消滅することになる。

3)『サステナビリティレポート』と AA1000

つぎに、もう一つの枠組みであるAA1000についてみてみよう。AA1000は、2006年版から導入された。いわばGRIガイドラインに代わる形で導入された $^{7)}$ ともいえる。しかしながら、2006年版では「何を報告するのか」に関して次のように述べられている。

「『GRIの持続可能性報告ガイドライン』を参考に昨年度実績のチャック・アンド・レビューを実施した後、『AA1000の基本原則』に基づき、ステークホルダーにとって重要な情報と、東京電力が読者の皆様に知っていただきたいことを選定した上で優先順位を付け、報告内容を決定しました」(東京電力2006、p. 22)。そして、「情報は信頼できるのか」という見出しの下で「報告内容の信頼性を向上させるため、『AA1000保証基準』に基づき、評価できる点および改善が必要とされる点を、第三者からの『所見』として巻末」に掲載している(東京電力2006、p.22)。第三者とは、

この場合、「新日本監査法人」である。しかし、 2007年版になると、AA1000保証基準の第三 者の所見がなくなる。この点は、第三者意見 の項でとりあげよう。

AA1000は、2006年版でも述べているように、2006年当時では、「包括性」を支える原則として、「重要性」「完全性」および「対応性」を置いていた。しかし、2008年からは、「包括性」「重要性」および「対応性」の3つの原則に整理された(新日本有限責任監査法人編2009、p.300)。

Sutterは、2010年版を「包括性」「重要性」および「対応性」から分析している。「包括性」は、すべてのステークホルダーが網羅されている点で、また、「対応性」は、さまざまなステークホルダーからの意見とそれへの対応に取り組んでいる点で満たされていると述べている。これに対して、「重要性」に関しては、「マグニチュード9.0の地震が発生する可能性が無視されている」こと、「津波という言葉がサステナビリティレポート全体を通じて現れない」こと、そして「炉心溶融(nuclear meltdown)という最悪のシナリオがどこにも触れられていない」ことの3つをあげている(Sutter2011、p. 7)。

重要性に関する指摘は納得できるが、包括性と対応性が満たしているないしは満たしていると思われるという点に関しては、疑問が残る。この点は、国際比較で再度述べたい。

4) 第三者意見とその内容

最後に「第三者意見」について述べよう。 2005年版は、「第三者レビューについては、 社外の専門家・有識者の方々からなる『東京 電力環境顧問会』のご意見に加え、2004年度 に参加した『環境経営(サステナブルマネジ メント)格付』の結果をふまえた環境経営格 付機構によるレビュー書ならびに環境NPO 『IIHOE(人と組織と地球のための国際研究 所)』代表の川北秀人さんによる第三者意見 書を掲載しています」と述べている(東京電 力2005, p. 3)。そして「第三者レビュー」 の項目において『東京電力環境顧問会』およ び川北秀人氏の2004年版に掲載された意見が 2005年版にどのように反映・フォローされた のかに関して7項目の対照表を掲載している (同上. p.74)。また. 2005年の同環境顧問会 意見が3ページにわたって、格付委員(環境 経営学会格付研究委員会委員長 鳥取環境大 学教授) による第三者意見書 (同上, p.78), さらには.「東京電力の環境・社会責任上の コミュニケーションに関する第三者意見」(川 北秀人氏) が掲載されている (同上. p.79)。 全体で6ページとかなりのスペースを取って いることがわかる。各意見も、全体として東 京電力のCSR経営について評価し、今後取る べき課題も、濃淡はあるものの、率直に提起 されているようにも思われる⁸⁾。

2006年版になると、この「第三者レビュー」 はやや変化する。2005年版に「第三者レ ビュー」として記載されていた東京電力環境 顧問会に関する記載は、「ステークホルダー とのコミュニケーション | の中に移動し、「サ ステナビリティレポート」における読者の皆 様との対話機会の一つとして把握されている にすぎない。他の対話機会は、社外勉強会、 サービスモニター会議. アンケートはがき. 持続可能性報告に関する専門家意見. 社内勉 強会である。もちろんここでも、2005年版へ の意見と2006年版への対応状況の対照表が出 ているが、項目は4つで、しかも簡単にしか 記載されていない。また、東京電力環境顧問 会の委員の氏名やその意見および格付委員の 意見、NPO代表者の意見がなくなっている。

2006年版で新しく「第三者レビュー」として掲載されたのは、監査法人の「所見」である。AA1000の三原則、「重要性」「完全性」および「対応性」の各々について、評価できる点と課題と思われる点を指摘している。課題と思われる点として指摘されているのは、おお

むね⁹⁾,次の通りである(東京電力2006, p.74)。 「重要性の原則」では、「ステークホルダーの懸念及び関心事項について、部門・組織単位で個別に実施されているステークホルダー・ダイアログの中で収集されていますが、今後はダイアログの状況と収集した情報を一元管理し、組織的に把握する仕組みの構築(?)が望まれます」。

つぎに、「完全性の原則」では、2点が指摘されている。「社会面の報告では、東京電力単体での報告に限定されており、環境面の報告についても、グループ会社の一部に報告の機能が限定されています。今後は、CSR活動に関連する情報収集の対象範囲をグループ全体に拡大するとともに、サステナビリティレポートに記載することが望まれます」。また「経済面の報告の一部として、地域における雇用の創出に関して記載されていますが、今後は、CSR活動に関わる経済面の報告について、さらなる充実が望まれます」。

最後に、「対応性の原則」では、3点指摘 されている。一つ目は、「CSR活動の実施だ けでなく. 次年度の目標及び課題を確立する ためのモニタリングを実施し、課題の認識と 活動の見直しを行い、継続的にCSR活動をマ ネジメントする仕組みを構築することが望ま れます」。二つ目は、「ステークホルダーの懸 念および関心事項について. 対応方針ととも にPDCAのサイクルで記載することが望まれ ます。また、ステークホルダーから…(判読 不明) …のあった事項については、ステーク ホルダー・エンゲージメントの中で、適切な 目標および指標を決定し、記載することが望 まれます」。三つ目は、「CSR活動全般につい ても、活動内容、実績及び今後の方針と目標 について、PDCAサイクルで記載することが 望まれます。また、目標については、今後は 可能な限り指標化して示すことが望まれま すし

しかし、2007年版では、「第三者意見」の

見出しの下に、東京電力環境顧問会からの意見が再び掲載されると同時に、委員の氏名を含め意見の内容が2ページにわたって掲載され、また、6項目の意見の概略とその改善・対応の対照表が掲載されている(東京電力2007, p.74)。それに対して、監査法人による「所見」は掲載されていない。

2008年版もほぼ同様である。ただ、東京電力環境顧問会の意見に対する会社の見解が個別に述べられており、また、「サステナビリティレポートの読者とのコミュニケーション」において、はがきでのアンケートの結果や具体的な意見とそれへの回答を記載している。しかし、ここでも、監査法人による所見は掲載されなかった。

2009年版および2010年版は、2008年版と同様である。東京電力環境顧問会の意見とそれに対する回答がやや詳しく記載されている。

以上,述べたことを要約すれば,2005年版では,第三者意見に相当するのは,東京電力環境顧問会,NPO法人代表の意見,格付会社の意見であったが,2006年版では,同顧問会の意見と監査法人によるAA1000の原則への所見,2007年版から2010年版では,同顧問会の意見と読者の意見となる。全体としては,CSR報告書に対する外部認証は,福島原発事故直前には弱くなっていたといえる。

4. 東京電力とドイツの4大電力会社との CSR報告書の比較

1) 4大電力会社の特徴

ここで比較対照とするドイツの4大電力会 社はE.ON, EnBW, RWE, およびVattenfall である。

比較する前に,簡単に,これらの会社の特 徴を述べておきたい。

第1は、売上高に関してである。東京電力 の2009年度の売上高は5兆162億円であるの に対して、EnBW、156億ユーロ(約2兆280 億円:1ユーロ=130円で換算), E.ON, 818 億ユーロ(約10兆6340億円), RWE, 477億 ユーロ(約6兆2010億円), Vattenfall, 2054 億スウェーデン・クローナ(約3兆810億円: 1スウェーデン・クローナ=15円で換算)と, その規模は大きい。東京電力は中位にある。

特徴の第2は、東京電力と異なり、ドイツだけでなく、イギリス、スウェーデン、フィンランド、オランダ、ベルギー、ポーランド、ハンガリーなどのヨーロッパ諸国、さらには、ロシアやトルコあるいは米国にも進出している多国籍電力会社であるということである。とくにVattenfallはスウェーデンに本拠を置く会社である。

第3の特徴は、所有形態である。Vattenfall は、スウェーデン政府が100%株式を所有している。EnBWも、2009年当時はフランスの政府系電力会社EDFの子会社であるEDF Internationale S.A.とバーデン=ヴェルテンベルク州オーバー・シュバーベン電力公社目的連合体であるOEW Energie-Beteiligungs GmbHがともに45.01%ずつ出資をしていた(EnBW2010、p.24)¹⁰⁾。RWEも、VattenfallやEnBWほどではないが、自治体出資会社のRW Energie-Beteiligungsgesellschaftが16%の株式を有している。

なお、比較の時期は、基本的には、東京電力の『サステナビリティレポート』2010年版とほぼ同時期に発行されたのものとする。というのは、ドイツの4大電力会社は今日もCSR報告書を公表しているが、福島原発事故による影響をCSR報告書に反映させている可能性があり、最新版を東京電力の2010年版と比較するのは適切ではないと考えたからである。

この4社と東京電力のCSR報告書を比較したのが表3である。

2) CSR報告書の名称とページ数

4 社の報告書は名称が異なってい

る。Vattenfallは、文字通りCSR報告書(Corporate Social Responsibility Report)、RWEとE.ON¹¹⁾ は企業責任報告書(CR Berich)、EnBW¹²⁾ はサステナビリティ報告書(Nachhaltigkeitsbericht〔Sustainability Report〕EnBW)である。E.ONは、付属説明書としてPosition Das E.ON Magazin zur gesellschaftlicher Verantwortungを、EnBWもBooklet 2009 zum Nachhaltigkeitsbericht 2008 / 2009を発行している。

各社のCSR報告書のページ数は、最も多

いものでE.ONの136+35=171ページであり、RWEの101ページ、VattenfallとEnBWの86ページと続く。東京電力の英文のCSR報告書は79ページと、最も少なくなっている。もちろん、写真や図の大きさ、あるいはフォントの大きさもあって、ページ数の多寡だけで情報量の多寡が決定されるわけではない。

3) GRIガイドラインとその保証

東京電力はG3を参考にしていることは述べているが、対応表を示していないので、報

表3	東京電力とドイツの4第電力会社のCSR報告書比較	

	東京電力	EnBW	E.ON	RWE	Vattenfall
売上げ高	5兆162億円	156億ユーロ	818億ユーロ	477億ユーロ	2, 054億スウェーデン・ クローナ
売上げ国別構成	日本国内100%	ドイツ、ポーランド、ハン ガリー、スイス、オースト リア、トルコ	ドイツ、イタリア、スペイン、合衆国、イギリス、 ロシアなど	ドイツ、オランダ/ベル ギー、中・東欧、イギリ ス	スウェーデン、フィンランド、デンマーク、ドイツ、 ポーランド、オランダ
CSR報告書の名称	Sustainability Report 2010	Nachhaltigkeitsbericht 2008/2009+ Booklet 2009 zum Nachhaltigkeitsbericht 2008/2009	CR Bericht 2009+Position Das E.ON Magazin zur gesellschaftlicher Verantwortung	Konzern CR Bericht	Corporate Social Responsibility Report 2009
ページ数	79	58+28	136+35	101	86
GRI ガイドライン G3	参考	В	B+	A+	A+
EU 9 原子力発電所解体 引当金	有価証券報告書に記載	営業報告書に記載		営業報告書に記載	記載
EN8 水源毎の使用水量	不十分	記載	数値が不十分であるこ とを認める記載	冷却水量のみ記載	記載
EN22種類・方法別の廃棄 物(核物質を含む)	記載	記載	記載	記載	記載
保証書名	なし	なし	Bescheinigung	Bescheinigung	combined assurance report
保証法人	なし	なし	PricewaterhouseCooper s	PricewaterhouseCooper s	Ernst & Young AB
UN Global Compact	なし	なし	記載	記載	記載
2009年(度)の電源構成(%)					
ガス・石油	55(LNG 45)	28	38	16	6
石炭	12	20	34	62	45
再生可能エネルギー	0	9	4	3	2
水力	5	2	7	-	21
原子力	28	57	15	18	26
将来の電源構成(%)	2019年度	2020年	2015年		2020年
ガス・石油	約30		~36		13
石炭	約10	_	~31	_	38
再生可能エネルギー	約10	20	~12	_	18
水力	'-	-	~7	_	13
原子力	約50	-	~13	-	18

注) 1. Vattenfallの2020年の構成はVattenfall (2010-b), p. 8 による (図から数値を読み取る)。

^{2.} EnBWの2009年の電源構成は、水力が再生可能エネルギーに含まれていたが、発電量の別資料に基づき区分表示した。また全体が100%にならないのはその他が含まれるため。

出所) 東京電力 (2010), Tepco Group (2010), EnBW (2009-a), EnBW (2009-b), E.ON (2010-a), E.ON (2010-b), RWE (2010), Vattenfall (2010-a), Vattenfall (2010-b) から作成。

告書がどこまで、GRIガイドラインに対応した情報を開示しているか不明である。また、すでに指摘したように、監査法人による外部保証はない。

これに対して、ドイツの4社ともGRIガイドラインについてG3および電力部門補足ガイドラインを導入し、その対応表を記載している。もちろん、各社でその程度は同一ではない。VattenfallとRWEはA⁺であるが、E.ONはB⁺、EnBWはBである。Global Compactについても、Vattenfall、RWE、E.ONは記載しているが、EnBWには記載がない。

監査法人による外部保証についても, Vattenfall, RWE, E.ONは行っているが, EnBWは行っていない。

この外部保証はいずれも、限定的保証であり、GRIガイドラインの原則に違反する項目はみられなかったとしている。例えば、RWEのCSR報告書に添付されているPricewaterhouseCoopersの保証書の「判定」は次のように書かれている。

「一定の安全性の到達に関する我々の経営的検証に基づいていえば、会社が作成したシステムとプロセスが、A1000AccountAbiltyの3つの原則、『包括性』、『重要性』および『対応性』をすべての本質的な用件において注意する上で適切ではないと、我々が仮定する状況は見出すことはできなかった。さらに、持続性報告における持続性の諸情報がGRIの持続性報告ガイドライン第3巻に合致しないで記述されているという状況も見出すことはできなかった」(RWE 2010、p.96)。

したがって、この限りにおいて、4つの会社のうちでは、EnBWが透明性の程度が最も低いということになる。とはいえ、それでも、GRIガイドラインとの対応表を示さない東京電力よりは、やや透明性が高いということになる。

4)原子力発電

2009年前後の時点において、4社ともCSR報告書において地球温暖化ないしはCO2排出量削減のためには、原子力に依存せざるを得ないという記載をしており、その限りでは、東京電力の場合と同様である。

ただし、違いとして、次の2点が指摘できる。第1は、再生可能エネルギーの位置づけである。ドイツの電力会社は4社とも、原子力発電への依存以上に、再生可能エネルギーに重点を置くことを強調している。事実、この時点での電源構成に占める再生可能エネルギーの割合も、EnBWの9%は別格としても、他の3電力会社も2~4%を占めており、東京電力の0%よりも高い。

第2は、将来の電源構成も、再生可能エネルギーの構成割合を高めようとしている会社が多いことである。EnBWは2020年に20%という目標を掲げているし、E.ONも2015年に最大で12%に、Vattenfallも2020年には18%まで高めようとしている。逆に原子力発電の比重をVattenfallは、26%から18%に、E.ONも15%から2015年に最大で13%に低下させる目標を有していた。これに対して、東京電力は、水力と再生可能エネルギーを併せて2019年度には約10%という目標である。しかし、原子力発電は、28%から約50%へと原子力発電への依存度を2倍も上昇させようとする異常さを指摘することができる。

最後に、福島原発事故が4電力会社のCSR 報告書にどのように記載されているかをみて おこう。

まずVattenfallの2011年CSR報告書によれば、福島原発事故は世界的にはエネルギー市場に対して大きな影響を、また、いくつかの国では原子力発電に対する公共世論に影響を及ぼし、ドイツでは2020年に向けての全廃が決定されたという。だが、Vattenfallは、低コストおよび地球温暖化防止のためにも原子力発電は依然と重要であると考えており、べ

ルギー,スイス,イタリアの諸国も原子力からの撤退に至っているが、スウェーデンのような国では原子力の重要性が維持されており、そうした国では原子力発電所の運営を進めていくと述べている(Vattenfall 2011,p.27)。Vattenfallのこの見解は、出資者であるスウェーデン政府の見解でもある。

E.ONは、「日本の驚くべき自然惨事とそれがもたらした福島原子力発電所の事故以降、私たちは、私たちの原子力発電所の安全性について、だがまた、私たちのエネルギーシステムの移行についてもオープンかつ透明に議論し、対話を新たにしなければならない」としつつも、E.ONの原子力発電所の安全性は慎重に扱ってきたし、さらにはGlobal Compactにも準拠していると述べている(E.ON 2011, p. 4)。これまでの原子力発電所政策を維持しようとする点で、その基本的立場はVattenfallと同様であると思われる。

それに対して、RWEは、2010年版で、福 島原発事故によってドイツでは安全性に対 する議論が生じ,「ドイツ社会の多数が核エ ネルギー利用からの早急な脱出と. 再生可 能エネルギーの一層の拡張を要求している」 ことを認めつつ、しかし、「安全技術的にみ て早急な原発の廃止が必要だとは思わない」 (RWE 2010, p. 6) と早急な脱原発の必要 性を否定している。とはいえ,「核エネルギー が将来どれだけの割合を担うかは、安全技術 の要件および核エネルギーの将来について の社会政策の議論の決着に依存する」(RWE 2010. p. 6) とやや柔軟に対応する姿勢が見 て取れる。そうした姿勢の背景には、その翌 年の2011年版で、「福島の核事故後、ドイツ における私たちの評価は一時的に大きな圧力 を受けた。電気販売者を(RWEからクリー ンエネルギー発電業者へ)変更する顧客の割 合が、これまでの平均に比較して50%増加し た」(RWE 2012, p.84) と述べているように, ドイツでの脱原発と再生可能エネルギーを求

める世論が経営に影響を与えたことが推定できる¹³⁾。

とくに注目すべきは、EnBWのCSR報告書 2011版における記載である。

2011年版では、「2011年3月の日本におけ る事件―地震、津波それに続く福島の事故― は、エネルギー事業全体の社会的・政治的枠 組みに変化をもたらした。すでに導入され ていたエネルギー転換 (Energiewende) が 加速し、EnBWの従来のエネルギーミックス に特別な挑戦的課題を突きつけた | (EnBW 2011, p.16) と述べている。2005年から廃炉 作業に入っているオブリヒハイム原発14)に 加えて、福島原発事故以後、二つの原子力発 電所,ネッカー・ヴェストハイム1とフィリッ プスブルク1を廃止することを決定したこと (EnBW 2011, Top-Themen2011) が念頭に 置かれている。これは、既述のように、ドイ ツ政府の廃止宣言が背景にあることは言う までもない。EnBWは、注10で述べたように、 バーデン=ビュルテンベルク州と関係自治体 が併せて93.2%の株式を所有していることを 考慮すると、他の3つの電力会社と比べてド イツの脱原発政策により協力的である。

原子力発電所の廃止決定を従業員がどのように受け止めているかについても、廃炉作業との関連を含めて記載されている(EnBW 2011, p.61)。その中で、注目されるのは、原発廃止決定を前向きに受け入れると共に、「福島における状況およびそこから生じている私たちの会社内での変化について私たちは絶えず知らされてきた。すでに昨年の秋に会社管理者は『1週間5質問』(5 Fragen der Woche)行動を創設し、従業員が匿名で会社管理者に返信できるようにした」(EnBW 2011, p.61)と述べ、会社が従業員の声をくみ取ることを評価している。

5. むすびにかえて

これまで述べてきたことを要約し、むすびにかえる。

東京電力は2002年のデータ隠しなどの不祥事の発覚を契機に、CSR活動の一環としてCSR報告書を充実させてきた。2005年版と2006年版がそれである。GRIガイドラインやAA1000が導入されるとともに第三者意見、とりわけ監査法人による外部保証が添付され、その信頼性を高めていた。しかしながら、そこでも「社会」よりも「環境」が重視されたが、最大の問題点は、2007年版以降、GRIガ

イドラインはあくまでもCSR作成の参考資料の一つでしかなくなり、また、外部保証が添付されなくなったということである。GRIガイドラインがいわゆるG2からG3にレベルアップした時期である。

こうしたCSR報告書の信頼性の後退は、さらにドイツにおける4大電力会社と比較した場合。より明確である。

もちろん、冒頭で述べたように、こうした 点が福島原発事故に直結したというつもりは ない。しかし、それを生み出した共通の体質 が、CSR報告書のあり方にも反映していたと みることができるのではないだろうか。

注)

- 1) 『サステナビリティレポート』の日本語版は今日でも、2005年版から2010年版まで東京電力のポータルサイトで閲覧およびダウンロード可能であるが、英文の報告書は2010年版のみがアップロードされているので、Sutter (2011) やKean (2010)は、2010年版しか閲覧することができなかったと思われる。
- 2) ドイツの電力改革の動向に関しては、桜 井(2015) を参照されたい。
- 3) この項目は、ほぼ桜井(2009) の記述に 基づいている。
- 4) CSRに関する見解の相違の整理を含め、 文献研究に関しては倉持(2014) を参照 されたい。
- 5) 大賀 (2014) は,2012年のGRIデータベースに収載されている企業のCSRレポートを分析した結果,全世界平均(日本)では、GRIガイドラインは61.8%(14.3%)、UNGCは36.4%(72.2%)、ISO26000は13.3%(71.4%)、OECDガイドラインは11.0%(26.7%)であったとしている。
- 6) 日本経営学会関東部会シンポジウムにおいて、筆者は、3名の発表者に対して、大要、次の質問をおこなった。「今日、

上場企業等に対して、財務諸表に対する 公認会計士による監査が行われ、情報の 信頼性が担保されている。それと同様 に、非財務情報であるCSR報告書に対し ても、外部保証を行うべきではないか。」 回答では、外部保証の必要性を明確に否 定する回答はなかったが、同時に、積極 的に肯定する見解もなかった。有価証券 報告書に添付される公認会計士の監査意 見は、株主、債権者などの投資家に対す る情報の信頼性を確保するものであると すれば、CSR報告書に対する外部保証は、 株主、債権者だけでなく、従業員、消費 者や地域社会をも含むステークホルダー に対する情報の信頼性を確保するものと 把握できるのではないだろうか。有価証 券報告書と同等の地位をCSR報告書が持 つべきだとすれば、外部保証は必要にな ると思われる。CSR報告書に外部保証を 義務づければ、監査会社を儲けさせるこ とにしかならないとする考えは、論外で ある。

7)「代わる形で」というのは正確な表現ではない。というのは、AA1000は以下で述べるように2006年版から導入されているからである。しかし、GRIガイドライ

- ン対応表が2005年版よりも2006年版では 扱いが2ページから0.5ページへと小さ くなっていること(表1,参照)を考え ると,2006年版からAA1000を重視する ようになったと思われる。
- 8) 例えば、東京電力環境顧問会の意見では、 CSR報告書に対して次のような意見が出 されている。「電源のベストミックスと いう言葉が多く出てくるが、誰にとって のベストミックスなのかがわかりづらい。 東電にとってなのか、ユーザーにとって なのか、一言では語りつくせないだろう。 /また, ユーザーも多様だ。安いなら原 子力だけの電源を好む人がいる一方, 高 くても再生可能エネルギーを求めるユー ザーもいるだろう。このベストミックス の深い意味合いについて, 一度分析して みることが必要ではないか。『誰のため か』という問いに対しては、多様な答え がある。ベストミックスという言葉を大 切にしつつ. より深い意味で考え直すこ とが必要だ。 / 2004年版のように数表 がついていた方がいい。また、原子力不 祥事の影響によるパフォーマンスの悪化 については、継続的に報告すべき。不祥 事後どれほど回復したのかについても, 報告した方が良い | (東京電力2005. p.77)。
- 9) ここで「おおむね」と述べたのは、PDF ファイルの中に「所見」が画像として貼 り付けられているためか、極めて読みづ らく、引用に際して最新の注意を払った

- が、誤読の恐れもあるためである。
- 10) EnBWの株式は、2011年2月17日までに バーデン=ビュルテンベルク州が100% 出資する子会社NECKARPRI GmbHに 譲渡された(EnBW 2012, p.76)。現在 は、OEWEnergie-Beteiligung GmbHと NECKARPRIが各々46.75%を所有して いる(EnBW 2012, p. 9)。この変更は、 緑の党と社会民主党の連立政権による同 州の脱原発政策と関係があるように思わ れる。
- 11) 2013年版(最新)はNachhaltigkeitsbericht (Sustainability Report) となっている。
- 12) 2012年版と2013年版はGeschäftsbericht (Annual Report)と統合され,Kombinierter Bericht (combined Report) となり、2014年にはIntegrierter Bericht (Integrated Report)となる予定である (EnBW 2014, p. 3)。
- 13) それに対して、イギリスや中・東欧諸国 では福島原発事故の影響がなかったとい う (RWE 2012, p.84)。
- 14) 筆者は、ハイデルベルク近郊のネッカー河畔にあるオブリヒハイム原発について、2013年9月9日、ドイツ・デンマーク調査団の一員として見学したが、ドイツ政府の廃炉決定にEnBWが従った理由の一つとして、同社の広報担当者は大株主が州政府であることをあげていた(清水2013、p.24 [酒井健次・舘野 淳執筆]、p.58 [桜井執筆])。

参考文献

足立辰雄 (2012) 「東京電力におけるCSR経営の批判的考察 - 福島第1原発事故を事例に - 」 『商学論纂』第53巻第5・6号, pp.37-72.

足立辰雄(2014)『原発・環境問題と企業責任 環境経営学の課題』新日本出版社.

足立 浩 (2012) 『社会的責任の経営・会計論 - CSRの矛盾構造とソシオマネジメントの可能 性 - 』 創成社.

穴山悌三・洞口治夫 (2010)「東京電力におけるCSRの取り組み - サステナビリティレポート・ CSRレポート・環境報告書の作成について - 」『法政大学イノベーション・マネジメント

- 研究センター Working Paper Series』No.101 (http://www.hosei.ac.jp/fujimi/riim/img/img_res/WPNo.101_Anayama.pdf [2014年12月5日閲覧]).
- 岩田和之・有村俊秀・竹之内秀行(2008)「企業における環境情報開示の展開:環境報告書・ CSR報告書のデータベース構築について」『上智経済論集』53巻1・2号, pp.31-44.
- 大賀裕可 (2014) 「発表資料 日本経営学会関東部会シンポジウム (CSR)」12月20日
- 大田博樹 (2012)「<Project Paper> CSR報告書の信頼性向上に関する一考察」『Project Paper』 24号, pp.53-69.
- 岡本大輔・梅津光弘 (2006)『企業評価+企業倫理-CSRへのアプローチー』慶応義塾大学出版会. 奥村 宏 (2006)『株式会社に社会的責任はあるか』岩波書店.
- 小澤康裕(2013)「研究ノートCSR報告書に対する保証付与者の選択要因 試論」『立教経済学研究』第67巻第1号, pp.141 148.
- 海渡雄一(2011)『原発訴訟』岩波書店.
- 勝山 進(2003)「社会関連会計・環境会計・持続可能性会計」『会計』第163巻第4号, pp.85 - 97.
- 環境省(2014)「環境にやさしい企業行動調査結果」(平成24年度における取組に関する調査結果) 【詳細版】(http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h24/full.pdft [2014年12月5日閲覧]).
- 倉持 一 (2014)「CSR (企業の社会的責任): 互恵性の導出を目指して 構造と機能に着目した新たな分類方法の活用を通じて 」『立教ビジネスレビュー』第7号, pp.32 53.
- 國部克彦 (2008) 「あらためてCSRを考える 第6回 CSR報告書における第三者意見書の役割」 『監査役』No.546, p94.
- 小山厳也(2007)「『企業不祥事』と企業における問題の認識」企業倫理研究グループ『日本の企業倫理 企業倫理の研究と実践』白桃書房、pp.21-39.
- 桜井 徹(2009)「株式会社の社会的責任と社会的規制 企業不祥事を中心に 」細川 孝・ 桜井 御編著『転換期の株式会社 拡大する影響力と改革課題』ミネルヴァ書房, pp.239 - 254.
- (2014)「企業不祥事と株主有限責任制 東京電力福島第一原発事故に関わって 」『社会科学論集 安藤 陽教授退職記念号』142号, pp.47 63.
- ----- (2015) 「日本の電力改革を考える ドイツの事例を参考に」『経済』No.232, pp.109 125
- 清水修二(2013)『住民主体のエネルギー活用を学ぶドイツ・デンマーク調査報告書』。
- 新日本有限責任監査法人編(2009)『CSR報告書の読み方・作り方』中央経済社.
- 田中敬幸(2014)「日本のCSRの特徴と変遷-CSR報告書における企業トップの声明の分析-」 『日本経営倫理学会誌』第21号, pp.103-115.
- 谷本寛治(2014)『日本企業のCSR経営』千倉書房.
- 東京電力 (2005) 『サステナビリティレポート 2005』 (http://www.tepco.co.jp/csr/report/2010/pdf/2005J.pdft [2014年11月15日閲覧]).
- 東京電力 (2006) 『サステナビリティレポート 2006』(http://www.tepco.co.jp/csr/report/2010/pdf/2006J.pdf [2014年11月15日閲覧]).
- 東京電力 (2007) 『サステナビリティレポート 2007』(http://www.tepco.co.jp/csr/

- report/2010/pdf/2007J.pdf [2014年11月15日閲覧]).
- 東京電力 (2008) 『サステナビリティレポート 2008』(http://www.tepco.co.jp/csr/report/2010/pdf/2008J.pdf [2014年11月15日閲覧]).
- 東京電力 (2009) 『サステナビリティレポート 2009』(http://www.tepco.co.jp/csr/report/2010/pdf/2009J.pdf [2014年11月15日閲覧]).
- 東京電力 (2010) 『サステナビリティレポート 2010』(http://www.tepco.co.jp/csr/report/2010/pdf/2010J.pdf [2014年11月15日閲覧])
- 吉田武史(2014)「原発事故後におけるCSRとその情報開示の課題」横浜商科大学公開講座委員会編『日本の「いま」を見つめる 制度・組織の視点から 』南窓社、pp.25 55.
- 吉田雄司 (2007)「電力会社における環境会計情報に関する一考察」『埼玉学園大学紀要 (経営学部編)』第7号, pp.115-127.
- AccountAbility (1999), AccountAbility 1000 (AA1000) framework:Standards, guidelines and professional qualification (http://www.accountability.org/images/content/2/1/213/AA1000%20Framework%201999.pdf [2014年12月7日閲覧]).
- Bakan, Joel [2004], *The Corporation: The Pathological Pursuit of Profit and Power*, Free Press (酒井泰介訳 [2004] 『ザ・コーポレーション:わたしたちの社会は「企業」に支配されている』早川書房).
- EnBW (2009-a), Nachhaltigkeitsbericht 2008/2009 (https://www.enbw.com/media/downloadcenter-konzern/nachhaltigkeitsberichte/nachhaltigkeitsbericht-2009.pdf [2014年11月30日閲覧]).
- EnBW (2009-b), *Booklet 2009 zum Nachhaltigkeitsbericht 2008/2009* (https://www.enbw.com/media/downloadcenter-konzern/nachhaltigkeitsberichte/booklet-2009-zumnachhaltigkeitsbericht-2008-2009.pdf [2014年12月1日閲覧]).
- EnBW (2010), Geschäftsbericht 2009 (https://www.enbw.com/media/ downloadcenter-konzern/geschaeftsberichte/enbw-geschaeftsbericht-2009.pdf [2014年12月12日閲覧].
- EnBW (2011), Nachhaltigkeitsbericht 2011 (https://www.enbw.com/media/downloadcenter-konzern/nachhaltigkeitsberichte/nachhaltigkeitsbericht-2011.pdf [2014年12月8日閲覧]).
- EnBW (2012), *Finanzbericht 2012* (https://www.enbw.com/media/downloadcenter-konzern/geschaeftsberichte/enbw-finanzbericht-2012-lagebericht-und-anhang.pdf [2014年12月15日閲覧]).
- EnBW (2014), EnBw Bericht 2013 (http://bericht 2013.enbw.com/fileadmin/ONGB/Downloadcenter/PE/En Bw-Bericht-2013-Gesamt.pdf [2014年12月15日閲覧]).
- E.ON(2010-a), *E.ON CR Bericht 2009* (http://www.eon.com/content/dam/eon-com/de/downloads/c/CR_Bericht_E.ON_AG_2009_.pdf [2014年12月8日閲覧]).
- E.ON (2010-b), Positionen Das E.ON Magazin zur gesellschaftlicher Verantwortung (http://www.eon.com/content/dam/eon-com/de/downloads/e/E.ON_CR_Magazin_DE.pdf [2014年12月9日閲覧]).
- E.ON(2011), *E.ON CR Bericht 2010*(http://www.eon.com/content/dam/eon-com/de/downloads/c/CR_Bericht_E.ON_AG_2010_.pdf [2014年12月9日閲覧])

- Friedman, Milton [1970], The Social Responsibility of Business is to Increase its Profits, *The New York Times Magazine*, September 13, 1970 (http://www.colorado.edu/studentgroups/libertarians/issues/friedman-soc-resp-business.html [2014年12月5日閲覧]).
- GRI (2002), Sustainability Reporting Guidelines (http://www.epeat.net/documents/EPEATreferences/GRIguidelines.pdf [2014年12月7日閲覧]).
- GRI (2006), Sustainability Reporting Guidelines (https://www.globalreporting.org/resourcelibrary/G3-Guidelines-Incl-Technical-Protocol.pdf [2014年12月7日閲覧])
- GRI(2011)Sustainability Reporting Guidelines & Electric Utilities Sector Supplement (https://www.globalreporting.org/resourcelibrary/EUSS-Complete.pdf [2014年12月12日閲覧].
- GRI (2014), What is GRI: History (https://www.globalreporting.org/information/about-gri/what-is-GRI/Pages/default.aspx [2014年12月7日閲覧]).
- Keane, Susie (2011), Tepco 2010 Sustainability Report: Warning signs missed, May 10(http://www.ethicalcorp.com/communications-reporting/tepco-2010-sustainability-reportwarning-signs-missed [2014年11月30日閲覧]).
- RWE (2010), Unsere Verantwortung, Bericht 2009 (https://www.rwe.com/web/cms/mediablob/de/416226/data/239998/1/rwe/investor-relations/berichte/2009/blob.pdf [2014年12月8日閲覧]).
- RWE (2011), Unsere Verantwortung, Bericht 2010 (https://www.rwe.com/web/cms/mediablob/de/613486/data/414532/1/rwe/investor-relations/berichte/2010/Nachhaltigkeitsbericht-2010.pdf [2014年12月8日閲覧]).
- RWE (2012), Unsere Verantwortung, Bericht 2011 (https://www.rwe.com/web/cms/mediablob/de/1512200/data/634422/2/rwe/investor-relations/berichte/2011/RWE-Bericht-unsere-Verantwortung-2011.pdf [2014年12月8日閲覧]).
- Sutter, Sonja (2011), Corporate Social Responsibility and Extreme Events: Example of Fukushima, Certificate of Advanced Studies on Corporate Social Responsibility, University of Geneva (http://csr.unige.ch/wp-content/uploads/2013/10/CSRand ExtremeEvents-SonjaSutter.pdf [2014年5月17日閲覧]).
- Tepco Group (2010), Sustainability Report 2010 (http://www.tepco.co.jp/en/useful/pdf-2/10report-e.pdf [2014年12月7日閲覧]).
- Vattenfall (2010-a), *Corporate Social Responsibility 2009* (http://corporate.vattenfall.com/globalassets/corporate/sustainability/reports/corporate_social_responsibility_report_csr_2009.pdf [2014年12月8日閲覧]).
- Vattenfall (2010-b), *Annual Report 2009* (http://corporate.vattenfall.com/globalassets corporate/investors/annual reports/2009/annual_report_2009.pdf [2014年12月11日閲覧])
- Vattenfall (2012), Corporate Social Responsibility 2011 (http://corporate.vattenfall.com/globalassets/corporate/sustainability/reports/corporate_social_responsibility_report_csr_2011.pdf [2014年12月8日閲覧]).
- Vogel, David (2005), The Market for Virtue: The Potencial and Limits of Corporate Responsibility, Brooking Institution (デービッド・ボーゲル (2007) 小松由紀子他訳『企

企業不祥事とCSR報告書一東京電力原発事故との関連において一

業の社会的責任(CSR)の徹底研究 利益の追求と美徳のバランス – その事例による検証』 一灯社).

(Abstract)

It is said that Tokyo Electric Power Company (TEPCO) had strengthened CSR activities prompted by a series of her scandal 2002 like false reporting and systematic concealment about nuclear safety incidents. In spite of that, the Fukushima Daiichi Nuclear Plant Accident occurred 2011. Of course, it would be wrong that the organizational and corporate background of the Accident shall be attributed solely to the CSR activities of the TEPCO. However, this paper insists that there were also problems about her CSR activities, analyzing her CSR reports named "sustainability report" from 2005 to 2010 and comparing her report 2010 with ones of German counterparts.